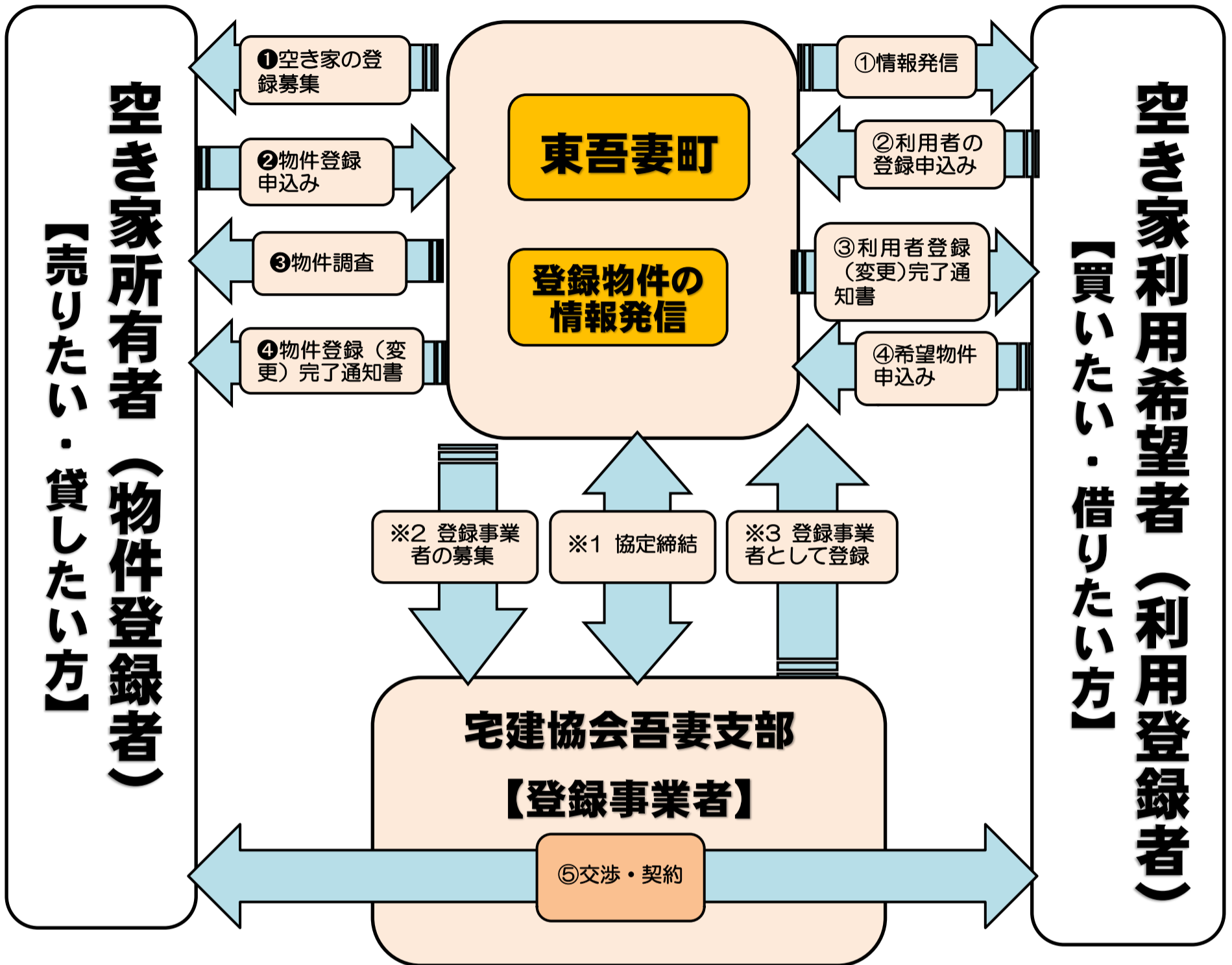


# 東吾妻町空き家バンクの仕組み



## 【東吾妻町空き家バンク制度の流れ】

※1 空き家バンクを円滑に運営するため、群馬県宅地建物取引業協会（宅建協会）と協定を締結します。

（東吾妻町空き家バンク制度実施要綱第4条）

※2 空き家バンクの趣旨に賛同する登録事業者（宅地建物取引業者）の募集を行います。

※3 内容等を確認の上、適当と認めたときは当該事業者を登録事業者として登録します。

空き家所有者

- ① 町内に空き家を所有し、空き家バンクに情報を登録しようとする所有者等（登録申込者）の募集を行います。
- ② 所有者等は町へ空き家の登録申込書を提出します。
- ③ 町長は当該空き家の調査を実施します。
- ④ 町長は登録をすることが適当と認めたときは、当該空き家を物件登録台帳に登録し、物件登録（変更）完了通知書により登録申込者に通知します。

利用希望者

- ① 町長は、物件情報の一部を町のホームページ等において公開します。
- ② 物件情報の提供を受けようとする利用希望者は、利用者登録申込書を提出します。
- ③ 町長は登録をすることが適当と認めたときは、利用者登録台帳に登録し、利用者登録（変更）完了通知書により利用希望者に通知します。
- ④ 利用希望者は、町に希望する空き家の申込みを行います。

⑤ 登録事業者の中から、登録物件を扱う取扱事業者を通じて交渉を行い、契約を交わします。

※ 町は、情報の紹介や必要な連絡調整等を行います。所有者と利用希望者間で行う物件の賃貸・売買等に関する交渉・契約に関しての媒介行為は行いません。

※ 空き家バンクへの登録は無料ですが、成約の際は、宅地建物取引業法に定める媒介（仲介）手数料が発生します。